

令和 6 年度税制改正

賃上げ促進税制 中小企業向けの改正のポイント



物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化されます。中小企業向けのポイントにつき、ごく簡単にみてみたいと思います。

- (1)赤字企業が多く税制措置が必ずしも効かない構造となっているため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに税制措置を利用するために減税を繰り越せる繰越控除制度が創設されます。
- (2)雇用環境を改善するために、教育訓練費の上乗せ要件が緩和されるとともに、働きやすい職場づくりへの後押しとして、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置が講じられます。
- (3)適用時期は、2024年(令和6年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

項目		改正前	改正後		
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 \times 101.5%			
給与等の増加割合 *1	1.5%以上	15%			
	2.5%以上	30%			
控除率	上乗せ加算	教育訓練費の増加割合が10%以上	10%加算	教育訓練費の増加割合が5%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10%加算
		—————		以下のいずれか *2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)	5%加算
最大控除率		40%		45%	
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限			
控除限度超過額の繰越		繰越不可		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限り)	

*1 給与等の増加割合は雇用者の給与等の増加割合で判定、税額控除額は雇用者の給与等の増加額に控除率を乗じて計算

*2 上乗せ措置は、事業主が子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組につき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用

注)この頁の内容は、「令和 6 年度税制改正大綱(令和 5 年12月14日政府与党公表)に基づき、情報の提供を目的とし、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後、国会に提出される予定の法案等において本頁に記載した内容と異なる内容が制定される場合もありますので、ご留意下さい。